

## ◇議会の傍聴

本会議は、一般に公開されており、どなたでも傍聴できます。

傍聴を希望する方は、本会議の当日、役場3階の議会事務局前に設置される傍聴人受付票に住所・氏名・年齢を記入してください。定員は、20名です。

一般質問の日は、1階市民ギャラリーに、テレビモニター(中継)を設けます。

定員を超えた場合は、市民ギャラリーで中継をご覧ください。

◎傍聴される方は、次のことを守ってください。

- ・議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないでください。
- ・談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないでください。
- ・鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないでください。
- ・帽子、外とう、襟巻の類を着用しないでください(病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りではありません)。
- ・飲食または喫煙をしないでください。
- ・みだりに席を離れないでください。
- ・不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないでください。
- ・その他議場の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないでください。
- ・写真、映画等の撮影、録音等をしないでください(議長の許可を得た場合は、この限りではありません)。

◎次のいずれかに該当する方は、傍聴できません。

- ・酒気を帯びていると認められる方。
- ・会議の妨害となると認められる器物等を携帯している方。
- ・上記のほか、議長が傍聴を不適當と認める方。